平成２５年（フ）第３５号
新潟県柏崎市駅前２丁目１番59―202号　市営駅前住宅２号棟、前住所新潟県柏崎市小倉町５番29―101号　ラ・ポール小倉
債務者　林　　宏太
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
新潟県見附市今町５丁目38番17号　コーポ旭201、前住所新潟県燕市南４丁目２番30号　矢部アパート５号
債務者　山﨑実千代
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
静岡県三島市徳倉１丁目20番12号　三枝英夫方、住民票上の住所静岡県熱海市上多賀1065番地の298
債務者　豊村　賢二
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第７８号
岡山県笠岡市園井2107番地　市営21
債務者　**龔**田美富惠
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
静岡県熱海市下多賀1644番地の２　市営住宅305号
債務者　村上　竹二
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第８５号
岡山県倉敷市安江550番地60　市営中洲住宅11―202号
債務者　浅野　陽子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
広島県三次市三和町上壱3544　児玉方、前住所広島県呉市音戸町波多見１丁目９番16号
債務者　黒田　君江
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第３４２号
東京都立川市錦町１丁目14番11号シャトレーヌ松本204号
債務者　齋藤くるみ（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６８４号
大阪市鶴見区横堤５丁目12番33号、開始決定時の住所静岡市葵区本通10丁目８番地
破産者　渕岡佳代子
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４号
広島県三次市三良坂町三良坂883番地
破産者　佐々木勝商店こと　寺迫　昌則
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第２９５０号
札幌市西区西町南16丁目２番18号
破産者　千葉　之和
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１号
茨城県日立市十王町伊師3891番地の12
破産者　西山美江子
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第８１３号
埼玉県さいたま市西区指扇3678―１　ＭＲＦ202号、破産手続開始決定時の住所埼玉県さいたま市大宮区大成町３丁目607番地　東観グランドマンション第２大宮405号
破産者　深田　充男
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８３号
新潟県長岡市片田町835番地、前住所新潟県長岡市千手３丁目６番12号
破産者　西山　幸友
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
新潟県南魚沼市野際193番地
破産者　松田　　登
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３号
長野県飯田市鈴加町２丁目26番地
破産者　稲垣　勝司
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第４号
長野県飯田市鈴加町２丁目26番地
破産者　稲垣　芳弘
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部